

住宅火災による犠牲者を減らすために！

住宅用火災警報器の設置が義務化されました！

消防法及び火災予防条例で義務づけられています！

戸建て住宅の設置例

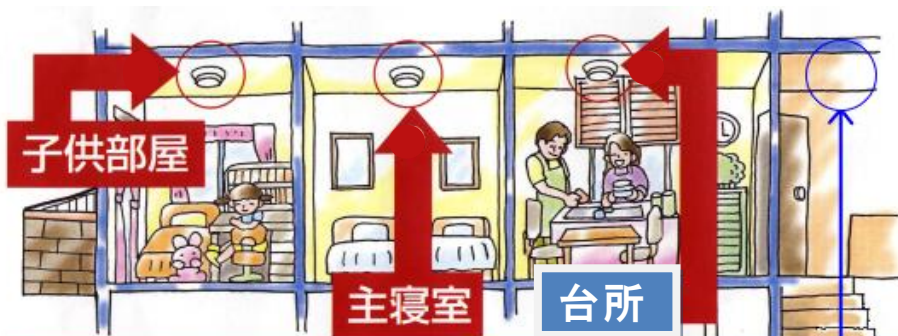


義務設置です！

寝室及び寝室のある階の階段の踊り場の天井又は壁に設置（**煙式**を設置しましょう）

台所は設置を推奨します
台所の天井又は壁に設置（**熱式**を設置しましょう）

アパート・マンションなど共同住宅の設置例



台所は設置を推奨します
台所の天井又は壁に設置（**熱式**を設置しましょう）

個人の住宅内が対象となりますので
共用部分である階段、廊下などについては設置する必要はありません。

個人の住宅部分の天井に感知器（自動火災報知設備、スプリンクラー設備）等が設置されている共同住宅は対象外です。

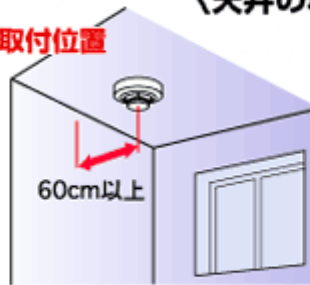
亀山市消防本部

住宅用火災警報器の取り付け場所は？

〈天井の場合〉

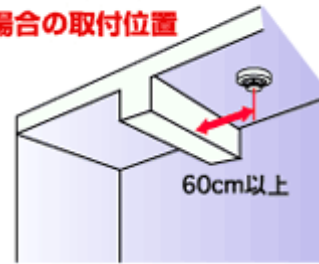
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



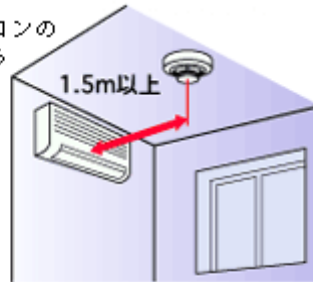
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



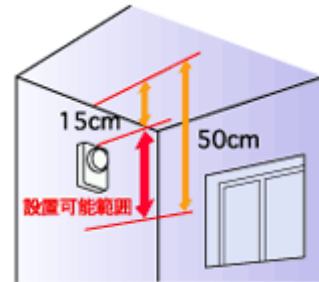
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



設置してよかった！ 奏効事例

女性(70歳代)が入浴準備中、煙と焦げ臭さとともに住宅用火災警報器の鳴動に気がつき居間に行くとコタツから炎が上がっていた。女性は洗面器の水をかけ消火し、消防署に119番通報をした。

2階居間で就寝していた男性(30歳代)は、1階の祖母の部屋の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段に出ると煙が漂い、さらに1階に降りると仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性はバケツで水をかけ消火し、消防署に119番通報をした。男性の義母(60歳代)は消火を手伝い、妻(30歳代)は子供と祖父を避難させた。

悪質な訪問販売にご注意を！



**悪質な訪問販売
にご注意を！**

不適切な価格(市場価格を超える高額な価格)による販売業者にご注意ください。消防職員が販売する事はありません。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は

火災警報器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へ、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤル **0120-565-911**

▼受付時間(土、日および祝祭日は休み)
月曜から金曜までの午前9時から午後5時(12時から1時をのぞく)

日本の法令に適合した日本消防検定協会の「NSマーク」の付いた商品を購入の目安としてください。

